

パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱について

平成26年7月

内 閣 官 房

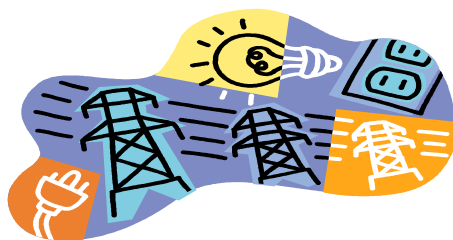
情報通信技術(IT)総合戦略室
パーソナルデータ関連制度担当室

1. 背景及び課題

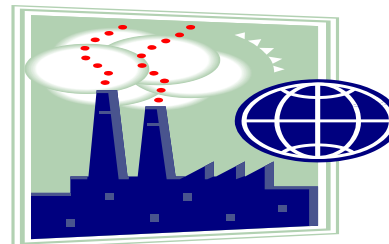
行政



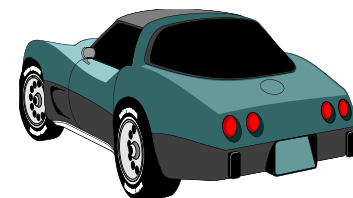
エネルギー



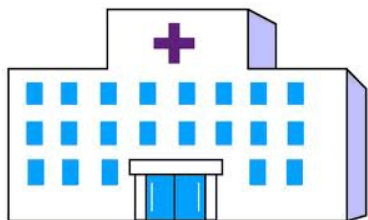
流通・小売



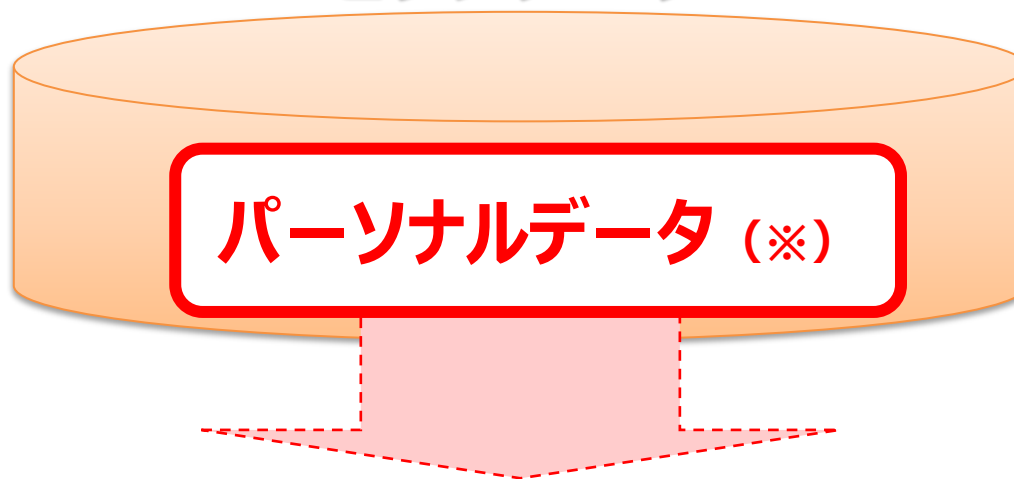
交通



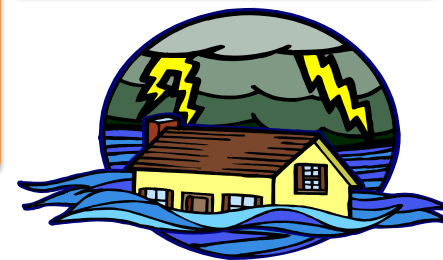
医療



ビッグデータ



防災・減災



**プライバシー保護に配慮したパーソナルデータ利活用のための
データ利用環境整備が喫緊の課題**

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

2. 背景及び課題

1. プライバシー意識の高い消費者の増加

- ・ 個人情報保護法の制定から10余年が経過し、プライバシーに関する考え方が社会に広く浸透
- ・ 消費者が事業者におけるパーソナルデータの利活用に対して現行法制定当時には想定されていなかった慎重な取扱いを求める状況

事業者は、プライバシー保護の観点からどのような措置をとれば十分か判断できず、データ利活用が萎縮

2. データ取扱いの多様化

データ利活用による新ビジネスの創出や社会課題の解決等への期待が高まる中、データの取得時には想定していなかった目的での利活用や、他の事業者と連携した利活用など、技術の進展とあいまってデータの取扱いが多様化

個人情報の定義の曖昧さや、利用目的の拡大・第三者提供にかかる手続きの煩雑さといった点が、円滑な利活用を進める上で課題

3. 事業活動のグローバル化などの環境変化

事業者の活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通する時代

- ・ 我が国の個人情報保護レベルは、欧州から十分であるとはされておらず、例えば、欧州に展開する我が国の事業者が欧州から日本へ個人データを移転しようとした場合、各企業が個別に多大な労力を費やして欧州側の了解を得る必要
- ・ 国内法が海外事業者に及ばないことから、我が国の消費者の個人情報保護が十分に確保されないおそれ

3. 「世界最先端IT国家創造宣言」における方向性の提示

- 総務省

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催（2013年6月に報告書とりまとめ）

- 経済産業省

IT融合フォーラム「パーソナルデータワーキンググループ」を設置（2013年5月に報告書とりまとめ）



世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

（1）オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

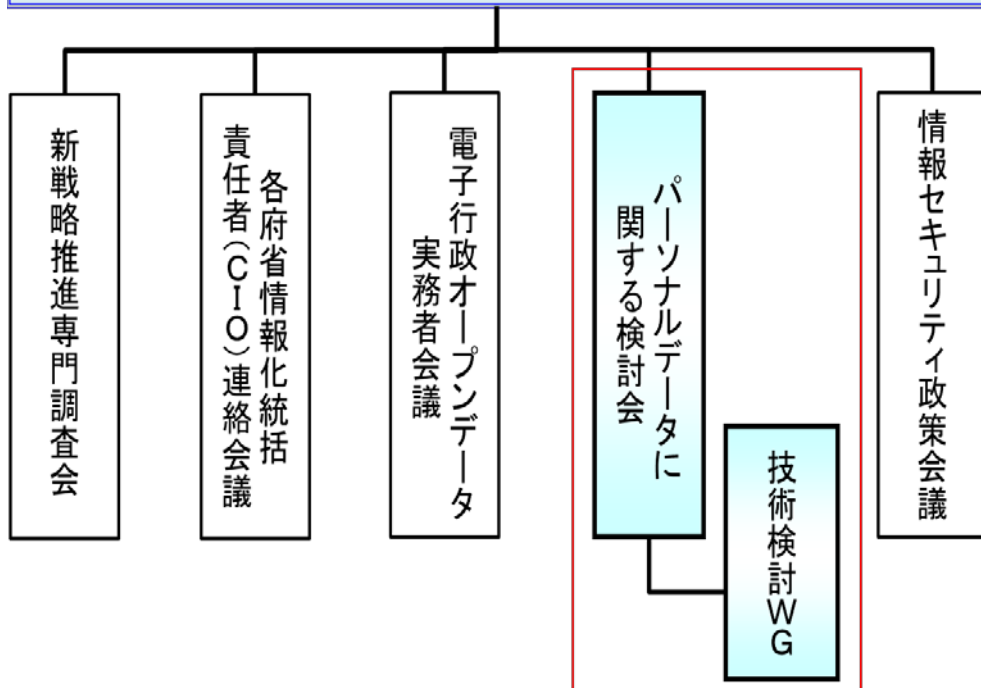
速やかにIT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、**第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定**する。さらに、2014年以降に、制度見直し方針に示されたロードマップに従って、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

4. パーソナルデータに関する検討会について

パーソナルデータに関する利活用ルールの特明確化等に関する調査及び検討を行う

- 座長 : 宇賀克也 東京大学教授 (H26.1~)
- 委員 : 研究者、弁護士、消費者、経済界から人選
- オブザーバ : 消費者庁、特定個人情報保護委員会
- 事務局 : 内閣官房 IT総合戦略室、総務省、経済産業省

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)



伊藤 清彦	公益社団法人経済同友会常務理事
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
鈴木 正朝	新潟大学法学部教授
滝 久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
松岡 万里野	財団法人日本消費者協会会長
棕田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
安岡 寛道	株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
山本 隆一	東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

5. パーソナルデータに関する検討会の検討状況

「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」策定までの検討状況

○第1回会合：9月2日

これまでのパーソナルデータに関する検討の状況と検討すべき論点の提示

- ・総務省、経産省、消費者庁よりこれまでの検討資料提示
- ・事務局より検討すべき論点を提示
- ・ワーキンググループ設置

○第2回会合：10月2日

第1回会合で事務局が提示した論点に対する各委員からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換

- ・安岡委員（ビジネス創出の観点）
- ・鈴木委員（ルール整備の観点）
- ・山本委員（センシティブ情報（医療情報）の観点）

○第3回会合：10月29日

第2回会合に引き続き、各委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・新保委員（国際的な観点から第三者機関の在り方（OECDガイドライン改訂含む））
- ・穴戸委員（第三者機関の組織構成・権限、及び憲法・国家行政組織法上の関係）
- ・伊藤委員（経済同友会からの意見）
- ・松岡・長田委員（消費者団体からの意見）
- ・参考人：第二東京弁護士会

○第4回会合：11月22日

第3回会合に引き続き、委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・棕田委員（経団連からの意見）
- ・参考人：新経済連盟

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）の提示・議論
技術検討ワーキンググループの検討状況報告

○第5回会合：12月10日

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）の決定
技術検討ワーキンググループの報告

6. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針 概要

1. 制度見直し方針の背景と方向性

第63回 IT総合戦略本部決定
(H25.12.20) 概要資料から抜粋

<背景>

- ビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）について、個人情報保護法制定時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。
- また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。

<方向性>

1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化
- パーソナルデータ利活用のため、個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供にあたり**本人同意を要しない類型**とし、当該類型を取り扱う事業者が負うべき**義務等を法的に措置**
- センシティブデータについてはその特性に応じた取扱いを検討

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、分野横断的統一見解の提示や行政処分等を行う、**独立した第三者機関の体制を整備**

2. 今後のスケジュール

- 2013年12月 制度見直し方針案決定
- 2014年 6月 大綱決定・公表
パブリックコメント
- 2015年 1月 通常国会に法案提出

※ 欧米を含めた諸外国の制度変更との整合性を図る

	2013年	2014年	2015年
スケジュール	案作成 12月 制度見直し方針決定	大綱作成 6月 大綱決定・公表 パブリックコメント 法案作成	1月 通常国会に法案提出

7. 事業者、消費者のニーズ

事業者等の課題・ニーズ

- ① 現行の個人情報保護法における個人情報の定義の明確化、保護の対象となるパーソナルデータの範囲の明確化、パーソナルデータの種類に応じた事業者の義務・取扱いルールの明確化
- ② 本人からの同意取得に関するルールの明確化（カメラによる顔画像の取得など個別に同意を取得することが困難な場合の取扱い、入手後の利用目的変更時の再同意取得に係る負担の低減 など）
- ③ 医療等情報の定義、取扱いルールの明確化
- ④ 事業者が過度な負担を負うことなく、E U域内から従業員や顧客のパーソナルデータを日本国内へと移転することを可能とする制度整備
- ⑤ 第三者機関の設立と主務大臣との権限整理（多重行政の回避）
- ⑥ 自由なパーソナルデータの流通・利活用の実現と、事業者の義務・負担の在り方の明確化

7. 事業者、消費者のニーズ

消費者の意識（※）

- ① ビッグデータにおける個人の生活情報の利活用について、4割弱が「期待と不安が同じくらい」、1割強が「不安が期待より大きい」、3割弱が「不安が期待よりやや大きい」と感じている。
- ② 自身が受けるサービス以外での利活用に対する抵抗感は情報種類別に異なる（例えば、「自身の画像」については9割弱と抵抗感が高い一方、「食品・衣料品など日常の購買履歴」については4割強にとどまるものとなっている。
- ③ 自身の生活情報の提供に対する抵抗感は加工処理を施せば軽減する傾向がある（例えば、「情報を社内で活用する際、個人を特定できないような加工技術を用いる」場合については8割強が、「情報を提携先に提供する際、個人を特定できないよう事前に加工処理を行う」場合については8割弱が、抵抗感が軽減するとしている。
- ④ 診療情報（患者のパーソナルデータ等）を活用して医療サービスの進展に活用することについては、「許容できる」「条件によっては許容できる」との回答が合わせて8割弱となっている。
- ⑤ 「自分の情報の削除ができること」や、「企業などが情報の利用範囲を明示すること」などについて、6割前後が重要視している。
- ⑥ プライバシー保護のためには、7割強が「個人情報の適切な取扱いを判断できる窓口(公的機関及び事業者)の設置」、6割強が「個人情報の保護に関する普及啓発活動や世界規模でプライバシールールの整合性を図ること」などを必要としている。

8. 大綱に向けたパーソナルデータに関する検討会の検討状況

○第6回会合：3月27日

- ・大綱に向けた議論の進め方
- ・第三者機関の体制整備

○第7回会合：4月16日、第8回会合：4月24日

- ・「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務
- ・開示等の在り方
- ・域外適用・越境執行協力・国外移転制限等

○第9回会合：5月20日

- ・データ活用団体からのヒアリング等（新経済連盟、MCF、AICJ、JIAA、規制改革会議）
- ・技術検討WGからの中間報告、
- ・個人情報の保護と利活用のバランスに係る考え方～医療分野の個人情報を例に～
- ・民間による個人情報保護の取組み
- ・紛争解決方法・罰則等の在り方

○第10回会合：5月30日

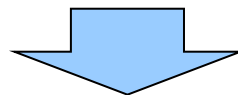
- ・技術検討WGからの報告
- ・第三者提供におけるオプトアウトの適正な執行
- ・パーソナルデータの利活用に関する制度改正の基本的な考え方
- ・これまでの議論を踏まえた論点整理

○第11回会合：6月9日

- ・大綱（事務局案）提示

○第12回会合：6月19日

- ・大綱（検討会案）決定



6月 大綱案の各省協議
IT総合戦略本部における大綱決定

7月 大綱のパブリックコメント

IV パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱の概要

1. 大綱の目次
2. 基本的な考え方
3. 個人情報範囲
4. 個人情報保護法により義務を課せられる範囲
5. 利用目的に関する規律
6. 第三者提供の制限
7. 苦情の処理と行政の監督
8. 本人の求めに応じる義務
9. グローバル化への対応
10. 事業者間ルールの整合性など

1.大綱の目次

第1 はじめに

第2 基本的な考え方

第3 制度設計

I 目的・基本理念

II パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等

- 1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い
- 2 行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い

III 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

- 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
- 2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設
- 3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

- 1 第三者機関の体制整備
- 2 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合性
- 3 開示等の在り方

V グローバル化への対応

- 1 域外適用
- 2 執行協力
- 3 他国との情報移転

VI その他の制度改正事項

- 1 取り扱う個人情報規模が小さい事業者等の取扱い
- 2 学術研究目的の個人情報等の取扱い

VII 継続的な検討課題

基本的考え方

- 情報通信技術の進展により、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために社会的な批判を懸念して、**利活用に躊躇するという「利活用の壁」が出現しており**、これまで、**パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い**。
- このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げており、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の**「利活用の壁」を取り払い**、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、**新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行う**ことが求められている。

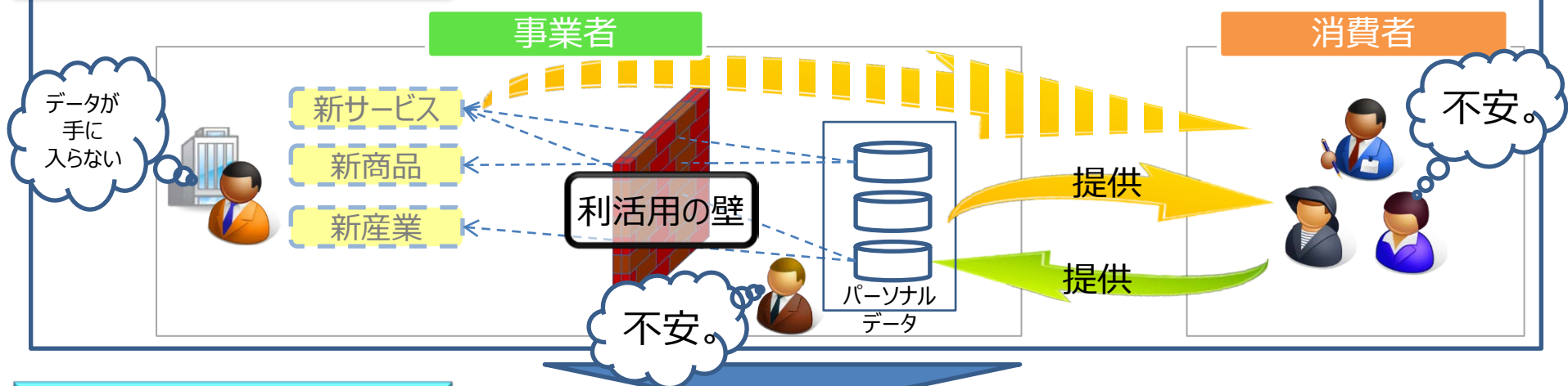
基本的考え方

- これが今回の制度改革の主な目的・理由であり、制度改革により実現する新たな枠組み・ルールポイントは、以下の3点である。
 - ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを**本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する**。
 - ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに**機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする**。
 - ③ バランスのよい保護及び利活用の推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、**独立した第三者機関の体制を整備する**。
- なお、制度改革に当たっては、国境を越えたデータの流通を阻害することがないように、**国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とする**ことを目指す。

2. 基本的な考え方

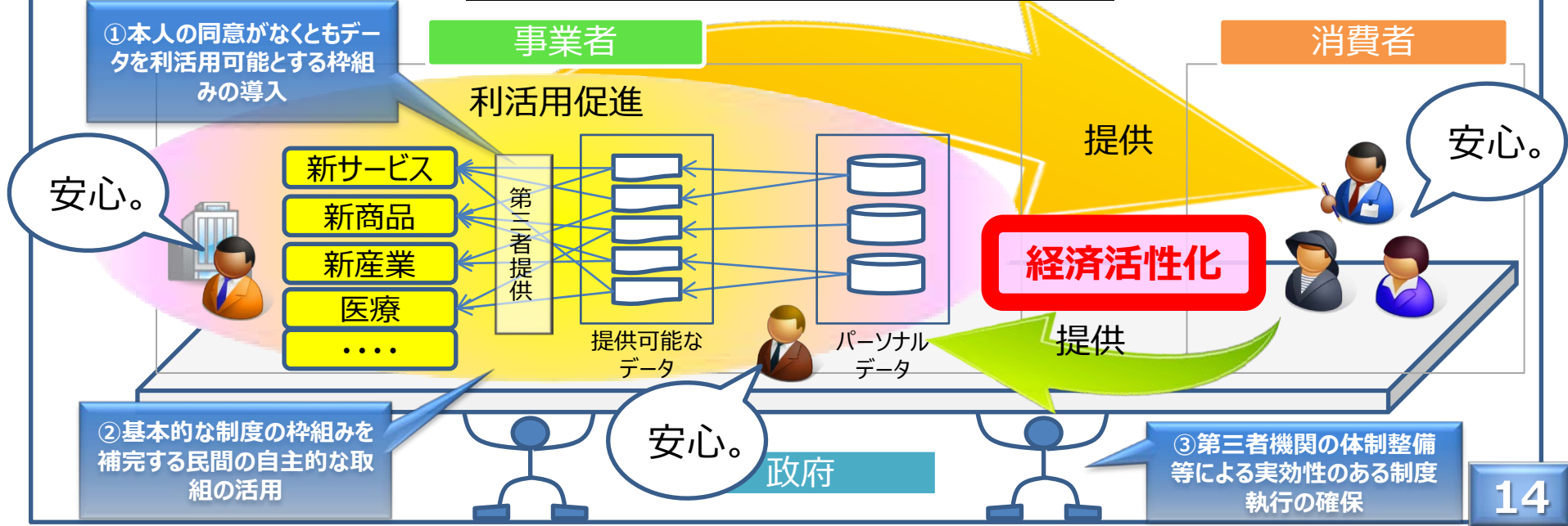
現状

「利活用の壁」によりパーソナルデータの利活用が十分に行われていない



制度改正の方向性

新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上



3. 個人情報情報の範囲

『個人情報』とは「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」（法2条）

※他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む

【例】 Eメールアドレスは個人情報に該当するか？

個人情報に該当する例	個人情報に該当しない例
<ul style="list-style-type: none">● 名簿の1項目としてメールアドレスが入っている場合 <p>(⇒ <u>他の情報と容易に照合</u>でき、それにより特定の個人を識別)</p>	<ul style="list-style-type: none">● メールアドレスだけでは特定の個人を識別できず、他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別できない場合 <p>(具体例) abcdefghijklm@...com</p>

3.個人情報の範囲

その他に・・・



顔認識データや遺伝子情報等身体的特性に関する情報



携帯端末IDやクレジットカード番号等の個人又は個人の使用する通信端末機器等に関する情報



人種、信条、社会的身分、前科・前歴等の機微情報

グレーゾーンの内容や個人の権利利益の侵害の可能性、度合は情報通信技術の進展や個人の主観等複数の要素により、時代とともに変わる。

→機動的な対応が可能な制度が不可欠

個人が特定されるおそれが高い情報

- 情報通信技術が進展した現状では、個人に関する情報の流通量が爆発的に増加するとともに、情報の収集や分析が容易になり、**他の情報と容易に結びつくことで個人が特定される蓋然性が高まっている**（それによって個人の権利利益の侵害が起こり得る）

- 個人が特定されるおそれは、多くの場合、当該個人に関する多量又は多様な情報を収集することによって生じることから、そのような情報収集を対象
- 上記の情報収集を可能とするものが識別子であるが、様々な識別子がある中でも、特にその性質・特性から多量又は多様な情報を収集することとなる蓋然性が高いものに限定

単体では個人の特定性があるとは言えない情報であっても、多量又は多種の情報が収集されることにより個人が特定されるおそれのある情報を、新たに対象とすることが適当

※法の条文上において個人情報の定義に内包させるべきか否かを検討したものではない。

個人が特定されるおそれが高い情報を選定する指標

- 個人を特定するおそれは、多くの場合、当該個人に関する多量又は多様な情報を収集することによって生じる。「特にその性質・特性から多量又は多様な情報を収集し、個人が特定される蓋然性が高い」かの判断要素・指標を明らかにし、次の指標をもとに当該識別子を選定。

(ア)本人に付与されるものか、所有物等に付与されるものか。

(イ)一意性（重複性）

(ウ)単射性

(エ)共用性

(オ)変更可能性

(カ)不変性

(キ)利用停止可能性



全てに該当する場合が、多量又は多様な情報を収集し、特に個人の特定する蓋然性が高い識別とすることが適当である。

個人が特定されるおそれが高い情報に含まれる具体的な項目（例）

指標の全てを満たす識別子は、以下が考えられる。

<p>個人又は個人が使用する通信端末機器等に関するもの</p>	<p>運転免許証番号、パスポート（旅券）番号、健康保険証の記号・番号（健康保険被保険者証記号番号等）、雇用保険被保険者番号、外国人の在留に関する番号（在留カード番号、特別永住者証明書番号、外国人登録証明書番号）、金融機関の口座に関する番号、クレジットカード番号、メールアドレス、ナンバープレート（自動車登録番号標等）番号、固定電話番号、携帯電話番号、情報通信端末シリアルナンバー（携帯電話端末シリアルナンバー等）、MACアドレス、情報通信端末ID、ICカードの固有ID、ソフトウェアシリアル番号、不動産番号、IPアドレス(V6)</p>
<p>個人の身体的特性に関するもの</p>	<p>声紋、指紋、静脈パターン、虹彩、DNA、顔認識データ、掌形、生体認証で使用されるデータ、歩行パターン、筆跡</p>

* WGにおいて、移動履歴、購買履歴、Web閲覧履歴については、様々な情報を収集する識別子としての機能を有し、特定の個人を識別し得る場合があるものであるといえるが、どのような場合に該当するものとなるか、その要件を一律に規定することは困難であるもの、と判断している。

* 今後の技術進展等によっても該当する項目は変化するものと考えられることから、常に最新の状況に見合った見直しを行っていくことが必要である。

<保護対象の明確化及びその取扱い> (P10)

パーソナルデータの中には、現状では個人情報として保護の対象に含まれるか否かが事業者にとって明らかでないために「利活用の壁」となっているものがあるとの指摘がある。

このため、個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、**指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化**し、必要に応じて規律を定めることとする。

また、保護対象の見直しについては、事業者の組織、活動の実態及び情報通信技術の進展など社会の実態に即した柔軟な判断をなし得るものとなるよう留意するとともに、技術の進展や新たなパーソナルデータの利活用のニーズに即して、機動的に行うことができるよう措置することとする。なお、**保護の対象となる「個人情報」等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確化を図るとともに、個別の事案に関する事前相談等により迅速な対応に努める**こととする。

- 現行の個人情報保護法では、個人情報の性質に基づく取扱いの差異はなく、個人情報取扱事業者に一律の義務を定めている。
- 個人情報であっても、それぞれに含まれる内容や性質により、個人のプライバシーへの関係性や個人の権利利益に及ぼす影響には差が生じるものであり、この点を踏まえ、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」では、プライバシー性の極めて高い「センシティブデータ」について、新たな類型を設けるべきとされている。
- 諸外国の制度との調和や整合性の観点について調査した範囲においては、主な国々では「センシティブデータ」を定義している。また、その取扱いについては、原則禁止としている場合とそうでない場合があるが、原則禁止としている場合でも、本人の明示的な同意を得れば利用可能等とされている。
- また、現行の個人情報保護法において、事業等を所管する省庁が作成する個人情報の保護に関するガイドラインでは、14分野のガイドラインにおいて、機微情報を定義し、原則その取扱いを禁止等としている。

<機微情報> (P11)

社会的差別の原因となるおそれがある**人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報を機微情報として定め**、個人情報にこれらの情報が含まれる場合には**原則として取扱いを禁止**するなどの慎重な取扱いとすることについて検討することとする。

ただし、機微情報を含む個人情報の利用実態及び現行法の趣旨に鑑み、本人の同意により取得し、取り扱うことを可能とするとともに、法令に基づく場合や人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合の例外規定を設けるなど、取扱いに関する規律を定めることとする。

4. 個人情報保護法により義務を課せられる範囲

基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。(法3条)

義務規定 (法第4章～)

- 個人情報取扱事業者
5,000人分を超える※個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している者 (施行令2条)

※過去6か月間に一度でも超えていれば該当。

- 一般私人
(事業の用に供しない者)

- 左記以外の事業者

5000件以下であっても、個人の権利利益の侵害はありえる。
個人情報データベースを事業の用に供する者については、原則として義務規定の対象とする。
※ ただし取り扱う情報の性質や取扱い態様、規模等によって、必要な措置を講じる。

なお、日本国憲法で保障された「表現の自由」「学問の自由」「信教の自由」「政治活動の自由」などの関係を調整するため、個人情報取扱事業者であっても、①報道機関が報道活動の用に供する目的、②著述を業として行う者が著述の用に供する目的、③学術研究機関等が学術研究の用に供する目的、④宗教団体が宗教活動の用に供する目的、⑤政治団体が政治活動の用に供する目的、でそれぞれ個人情報を取り扱う場合には、その限りにおいて義務規定を適用しないことになっている (法第50条、法第35条)

4.個人情報保護法により義務を課せられる範囲

制度改正大綱

<取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外> (P16)

CD-ROM、電話帳やカーナビゲーションシステム等他人の作成に係るデータベースを利用する場合や、自治会や同窓会等の構成員内部で連絡網を作成し共有する場合など、個人情報の性質及び取扱いの態様を踏まえ、個人情報取扱事業者の適用除外とするなど必要な措置を講じることとする。

<取り扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮> (P16)

現行法における、取り扱う個人情報によって識別される特定の個人の数が5,000以下である場合の個人情報取扱事業者としての適用除外の規定を廃止し、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないと認められる一定の要件を満たす者については、義務違反行為が故意又は重過失によるものであるなどの事由がない場合には、勧告及び命令の対象としないこととできるよう、必要な措置を講じることとする。

<学術研究目的の個人情報等の取扱い> (P16)

学術研究の目的において、提供元事業者が第三者提供により、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあると考え、提供することに躊躇するという状況が見られないよう、学問の自由に配慮しつつ、講じべき措置を検討する。

5.利用目的に関する規律

利用目的の特定
(法15条)

利用目的による制限 (法16条) = 目的外利用には原則として
あらかじめ本人の同意が必要

<取得する場合>

利用目的の通知等
(法18条)
あらかじめ利用
目的を公表して
いる場合を除き、
速やかに、本人
に利用目的を通
知し、または公表
する義務

※書面による直接取
得の場合は、あらか
じめ本人に明示する必
要あり。

適正な取得
(法17条)

<継続的に利用する場合>

保有個人データ(※)に
関する事項の公表等
(法24条1項)

- ・個人情報取扱事業者の
氏名又は名称
- ・全ての保有個人データの利
用目的
- ・開示・訂正・利用停止等
の手續

などを本人の知り得る状態に
置かなければならない

※ 個人データのうち、開示等の権限を有し、
6か月以上にわたって保有する情報

(当初は想定していなかった) 新たなサービスのために取得済みの個人情報を活用するには、本人から同意取得が必要だが、個別に連絡をとり、個人情報の本人全員から再度同意を取得することは、事業者にとっては相当な負荷

5.利用目的に関する規律

制度改正大綱

<個人情報の取扱いに関する見直し> (P11)

情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における、個人情報取扱事業者がとるべき手続等について、必要な措置を講じることとする。

<利用目的の変更時の手続き> (P11)

パーソナルデータの持つ多角的な価値を、適時かつ柔軟に活用できる環境を整備するため、本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直すこととする。

例えば、利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用すること等が考えられるが、具体的な措置については、情報の性質等に留意しつつ、引き続き検討することとする。なお、検討に当たっては、本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更されることとならないよう、実効的な規律を導入することとする。

<同意取得方法> (P12)

多様な情報が様々な形で活用されている実態を踏まえ、本人にとって分かり易い同意の取得方法等について、消費者等も参画するマルチステークホルダープロセスの考え方を活かした自主規制ルール等を活用することにより改善を図ることとする。

<保存期間> (P12)

保存期間については、一律に定めることとしない一方で、個人情報取扱事業者における保有個人データの取扱いの透明性を図る観点から、当該データの保存期間等の公表の在り方について検討することとする。

6. 第三者提供の制限

個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報）の提供

本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法が定める例外規定に該当する場合

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オプトアウト

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

「第三者」に該当しない場合

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、
- ③**グループによる共同利用**

個人情報
取扱
事業者



第三者



- ・ビッグデータビジネスへのデータ利活用を進めるためには、本人同意に代わる制度が必要
- ・オプトアウト規定を利用した第三者提供について、本人が認知できない状況を改善
- ・共同利用については、現行法の趣旨を外れる運用を是正

個人が特定される可能性を低減したデータへの加工

- データの加工において、データの利活用における有用性と当該データ内の個人の特定性や識別性を低減させることはトレードオフの関係にあり、また、データの種類や量が多種多様であることから、**データの加工方法は利活用の実態に即して個別に判断されるべき。**



通常データ内には属性情報が質も量も多岐にわたって存在しているため、これを一様に「個人が特定される可能性を低減したデータ」に加工する方法として整理することは困難

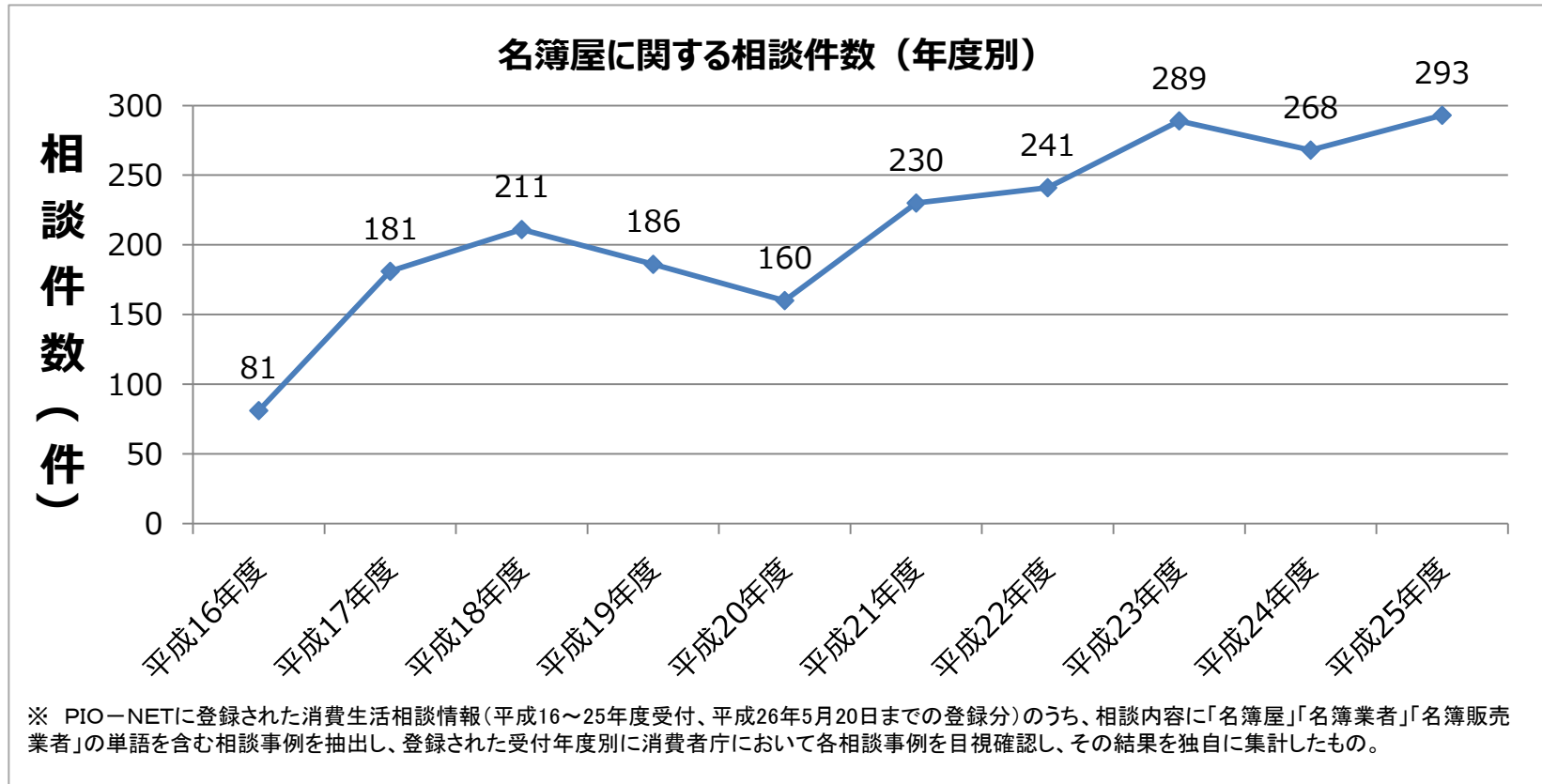
6. 第三者提供の制限

制度改正大綱

<個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い> (P10)

現行法は、個人データの第三者提供や目的外利用をする場合、一定の例外事由を除き本人の同意を要することとしている。この個人データの第三者提供や目的外利用に関して、本人の同意に基づく場合に加え、新たに「**個人データを特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したもの**」について、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し、**特定の個人を識別することを禁止**するなど適正な取扱いを定めることにより、**本人の同意を得ずに行うことを可能**とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講ずることとする。

また、個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする。さらに、**当該加工方法等について、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関（後掲Ⅳ参照）は当該ルール又は民間団体の認定等を行う**ことができることとする。加えて、適切な加工方法については、ベストプラクティスの共有等を図ることとする。



- ・ P I O - N E T * に登録された消費生活相談情報のうち、相談内容に「名簿屋」等の単語を含む相談事例は、平成16～25年度で合計2,140件
- ・ 個人情報保護法の全面施行以降は年間200～300件程度で推移しつつ、全体としては増加傾向

※ P I O - N E T（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）

国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベース

6.第三者提供の制限

制度改正大綱

<第三者提供におけるオプトアウト規定> (P12)

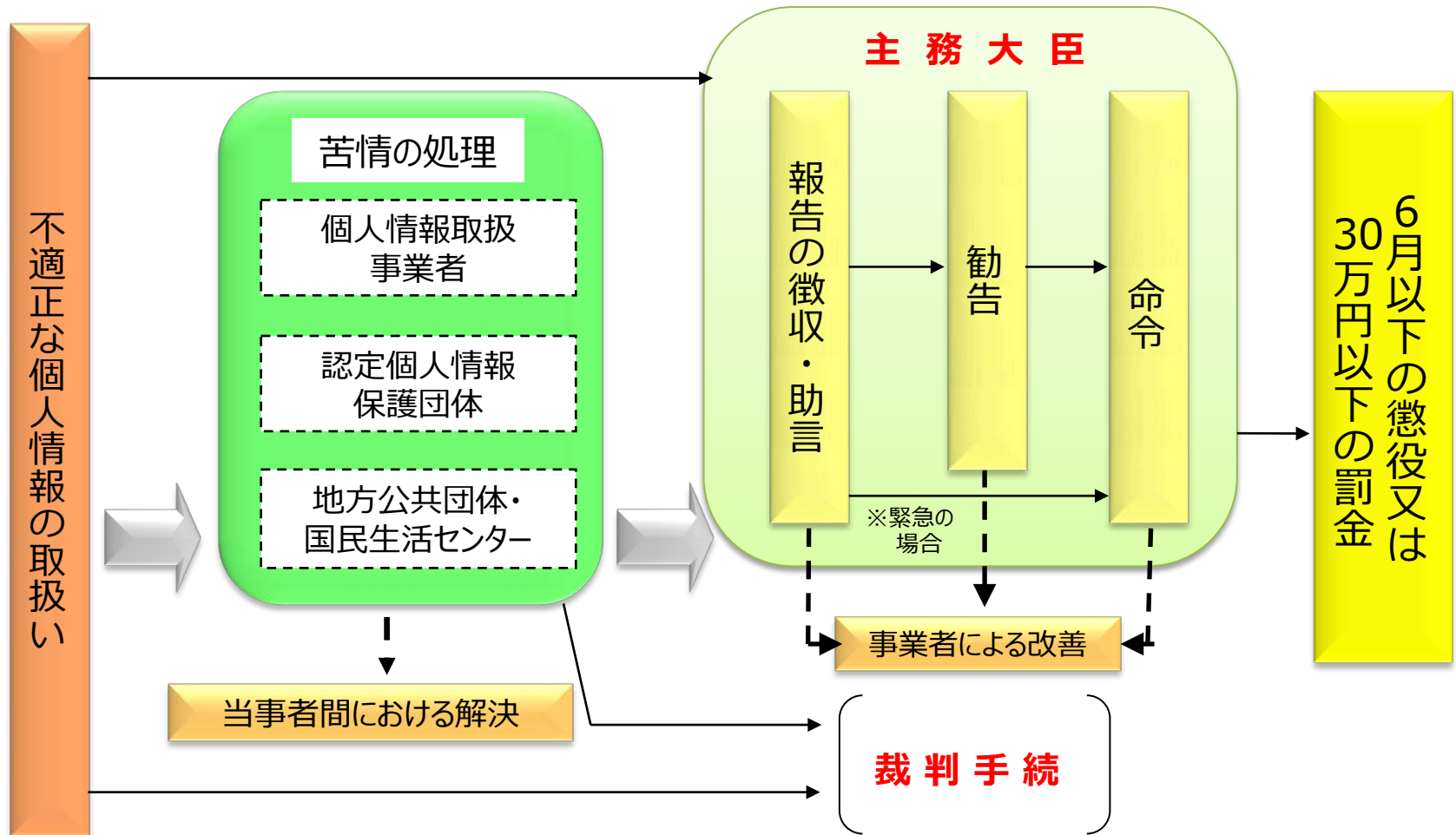
個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定については、運用上の問題が指摘されているところ、現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図ることとする。

また、個人データにより識別される本人が、前述のオプトアウト規定を用いて個人データの提供を行っている事業者を容易に確認できる環境を整えるため、個人情報取扱事業者がオプトアウト規定を用いて第三者提供を行う場合には、現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとするほか、第三者機関は届け出られた事項を公表するなど、必要な措置を講じることとする。この際、現に適切な取扱いを行っている事業者等への影響に留意しつつ、適用対象及び必要かつ最低限の手続等を定めることとする。

<共同利用> (P12)

共同利用については、個人情報取扱事業者において現行法の解釈に混乱が見られるとの指摘があるところであり、個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じであると本人が捉えることができる場合のみ共同利用が認められるものであるという現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図ることとする。

7. 苦情の処理と行政の監督



- ・専門的知見の集中化、分野横断的かつ迅速・適切な法執行の確保、また、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進するためには、独立した第三者機関が必要
- ・法令等に規定されていない事項についても、情報通信技術の進展等に応じて機動的な対処をするために、民間主導による自主規制の枠組みが必要

任務

個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

- 委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制
(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)
- 委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)
- 任期5年・国会同意人事



主な所掌事務

監視・監督



- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令
(命令違反には罰則)
- 求報告・立入検査
(検査妨害には罰則)
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

特定個人情報保護評価に関すること

- 特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
- 評価書の承認

広報・啓発

特定個人情報の保護についての広報・啓発

苦情処理

苦情の申出についてのあつせん

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

監視・監督

指針

評価書

広報・啓発

あつせん

苦情

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理大臣

出典：特定個人情報保護委員会HPより

http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/pdf/kojinjoho_hogoiinkai.pdf

制度改正大綱

<第三者機関> (P13)

○ 設置等

専門的知見の集中化、分野横断的かつ迅速・適切な法執行の確保により、パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、**独立した第三者機関を設置し、その体制整備を図る**こととする。

番号法に規定されている特定個人情報保護委員会の所掌事務にパーソナルデータの取扱いに関する事務を追加することとし、内閣総理大臣の下に、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を置くこととする。

この第三者機関は、番号法に規定されている業務に加えて、**パーソナルデータの取扱いに関する監視・監督、事前相談・苦情処理、基本方針の策定・推進、認定個人情報保護団体等の監視・監督、国際協力等の業務を行う**こととする。

委員を増員し、パーソナルデータの保護に配慮しつつ、その利用・流通が促進されるようバランスのとれた人選が実現できる要件を定めるとともに、専門委員を置くことができることとする。また、**事務局について必要な体制の構築を図る**こととする。

制度改正大綱

<第三者機関> (P13)

○ 権限・機能等

第三者機関は、現行の主務大臣が有している個人情報取扱事業者に対する権限・機能（助言、報告徴収、勧告、命令）に加えて、指導、立入検査、公表等を行うことができることとするとともに、現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・機能（認定、認定取消、報告徴収、命令）を有することとする。

また、第三者機関は、民間主導による個人情報及びプライバシーの保護の枠組みの創設に当たり、自主規制ルールの認定等を行う。さらに、国境を越えた情報流通を行うことを可能とする枠組みの創設に当たり、認証業務を行う民間団体の認定、監督等を行うこととする。

なお、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する。

○ 各府省大臣との関係

第三者機関の設置に伴い、前述の権限等を第三者機関に付与するに当たっては、第三者機関を中心とする実効性ある執行・監督等が可能となるよう各府省大臣との関係を整理する。整理に当たっては、独立した第三者機関を設置する趣旨に鑑み、第三者機関と各府省大臣との役割の明確化を図るとともに、重畳的な執行を回避し効率的な運用を行うために、緊密な連携のもと業務を行うこととする。

7. 苦情の処理と行政の監督

制度改正大綱

<民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設> (P12)

パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設することとする。

自主規制ルールを策定する民間団体は、法令等の規定のほか、法令等に規定されていない事項についても、情報通信技術の進展等に応じて、個人情報及びプライバシーの保護のために機動的な対処を要する課題に関して、情報の性質や市場構造等の業界・分野ごとの特性及び利害関係者の意見を踏まえてルールを策定し、当該ルールの対象事業者に対し必要な措置を行うことができることとする。また、第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする。

なお、各府省大臣の関与については、第三者機関と各府省大臣との関係の整理を踏まえ検討する。

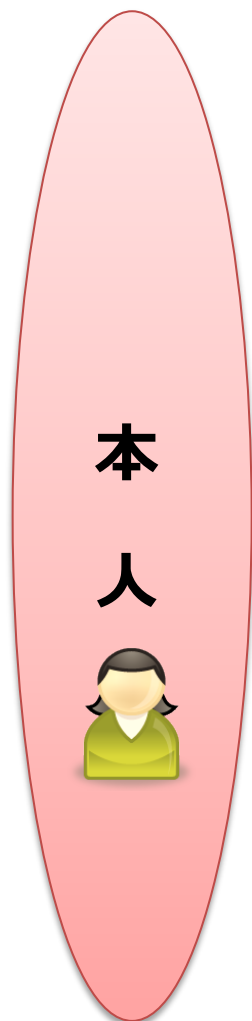
<民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み> (P13)

国境を越えたパーソナルデータの円滑な移転を実現させるために、第三者機関の認定を受けた民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務を行う枠組みを創設することとする。

認証業務を行う民間団体は、第三者機関の監督に服することとする。

なお、各府省大臣の関与については、第三者機関と各府省大臣との関係の整理を踏まえ検討する。

8.本人の求めに応じる義務



保有個人データ

利用目的の通知（法24条2項）

どのような目的で利用されているのかについて、原則として、本人に通知しなければならない。

開示（法25条1項）

原則として、本人に、書面又は本人が同意した方法により開示しなければならない。

訂正等（法26条1項）

内容が事実でないときは、原則として利用目的の達成に必要な範囲内において、訂正等を行わなければならない。

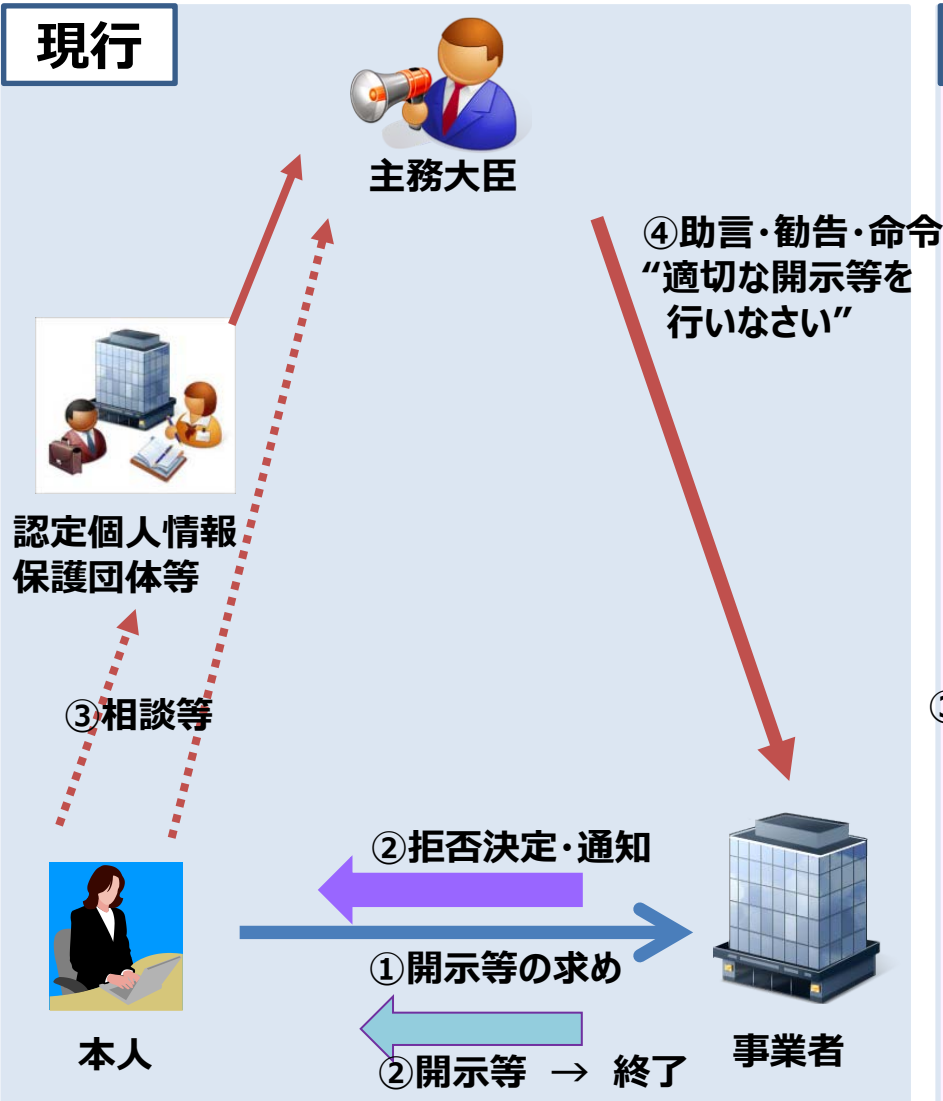
利用停止等（法27条）

①利用目的による制限、②適正な取得、③第三者提供の制限に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、利用停止等を行わなければならない。

事業者は本人の求めに応じて、開示、訂正、利用停止を行う義務があり、行政により監督される。しかしながら、本人が個別に迅速な問題解決を図るには裁判上の権利が必要だが、過去の判例から明確になっていない

請求権を制定することで、裁判による紛争処理の選択肢が増えることになる。
各請求が認められる要件は、本人の権利利益保護と事業者の負担とのバランスを図る必要がある。

現行



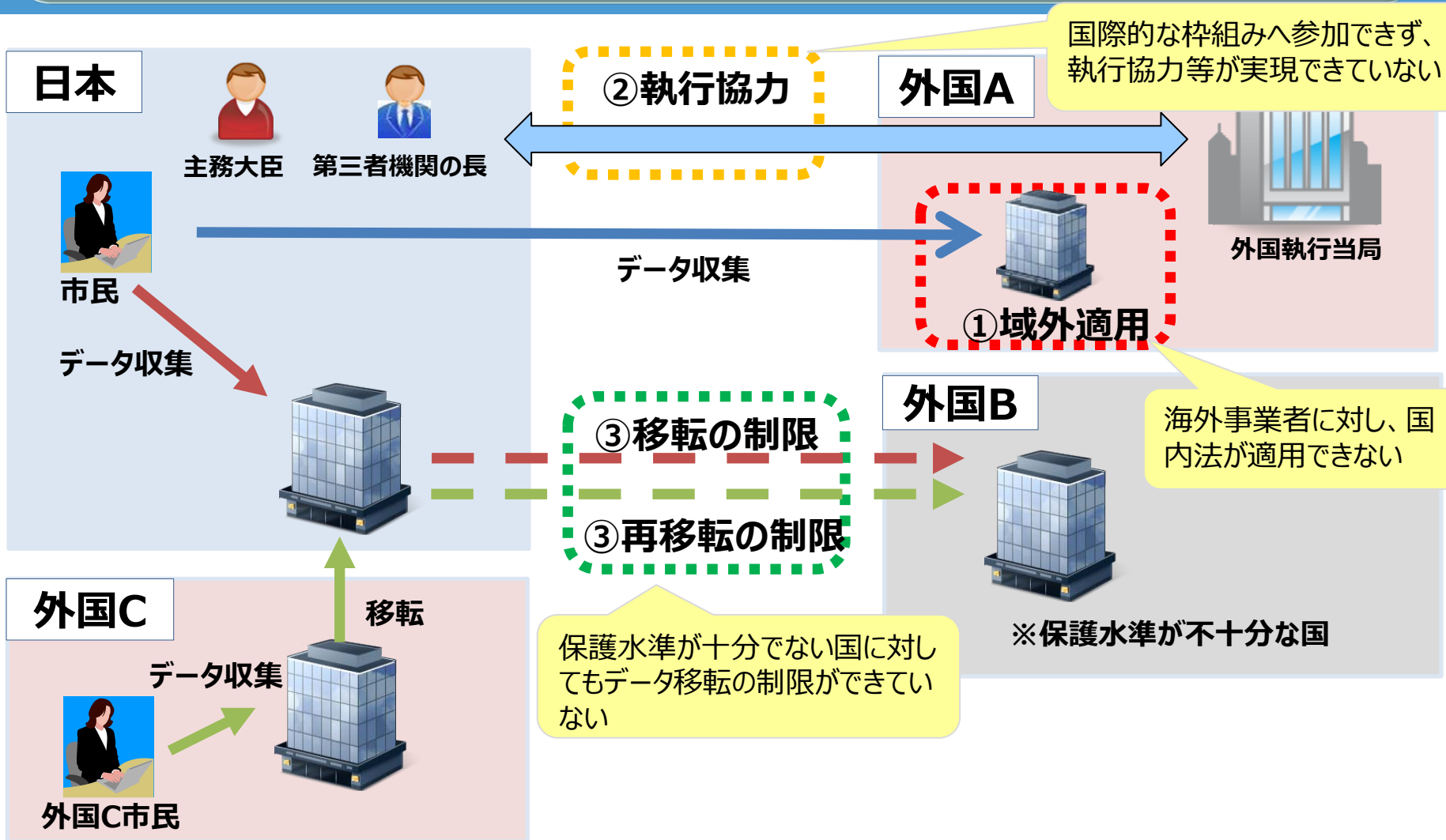
改正後



<開示等の在り方> (P15)

現行法の開示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）の本人からの求めについて、裁判上の行使が可能であることを明らかにするよう開示等の請求権に関する規律を定めることとする。その際、開示等の請求が認められるための要件については、本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮し、現行法の規律を基にしつつ、濫訴防止の要請も踏まえ、規律を整理する。

9.グローバル化への対応



日本に居住する者を対象にサービスを提供する海外事業者が、個人情報の不適切な取扱いをしても、執行されない

国境を越えた個人情報移転の枠組み創設（APECによる越境個人情報保護に係る取組）

(1) 背景

- APECでは、2004年にAPECプライバシー原則を定め、これに基づく国内個人情報保護制度の策定を各エコノミーに勧奨。我が国個人情報保護法も、ほぼこれに準拠。
- 一方、近年ビジネスのグローバル化に伴い、個人情報が頻繁に国境を越えて移動する状況下で、越境個人情報の保護が大きな課題となっている。
- CBPR（Cross Border Privacy）には、米国、メキシコ、日本がエコノミーとして参加（日本は2014年4月に参加）。CPEA（Cross border Privacy Enforcement Arrangement）には、豪、NZ、米、香港、加、日、韓、墨が参加（日本は全ての個人情報保護法執行機関（16省庁）が参加）。

(2) CBPRシステムの概要

- 企業等の越境個人情報保護に係る取組に関し、APECプライバシー原則への適合性を認証する制度。
- 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関して自己審査を行い、その内容についてあらかじめ承認された中立的な認証機関（アカウントビリティ・エージェント:民間団体又は政府機関）から認証審査を受ける。

国境を越えた個人情報移転の枠組み創設（EUデータ保護指令のうち、「第三国への個人データ移転」）

加盟国は、個人データの第三国への移転は原則として、当該第三国が十分な保護レベルを確保している場合に限って行うことができる旨規定されている。

当該第三国が十分な保護レベルを満たしているかの認定は、EUデータ保護指令第29条に基づく作業部会が評価し、欧州委員会が最終判断するという手続きによって行われている。

<認定地域>

スイス、カナダ、アルゼンチン、ガーンジー島、マン島、ジャージー島、フェロー諸島、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、米国（セーフハーバー枠組み）、ニュージーランド

十分性を有していないとされた場合、第三国に個人データを移転したい企業への例外スキームが認められている。

- ①標準契約条項の採用（SCC: Standard Contractual Clauses）
- ②拘束的企業準則の策定（BCR: Binding Corporate Rules）
- ③第26条の例外（本人の同意に基づく移転）

9.グローバル化への対応

制度改正大綱

<域外適用> (P15)

国外の拠点で個人情報データベース等を事業の用に供している事業者（以下「外国事業者」という。）に対して**現行法が適用可能か明確でないため、個人情報取扱事業者の該当要件を改める**こととする。

<執行協力> (P15)

外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するために、第三者機関が、外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その**職務の遂行に資すると認める情報を提供することを可能とする**。

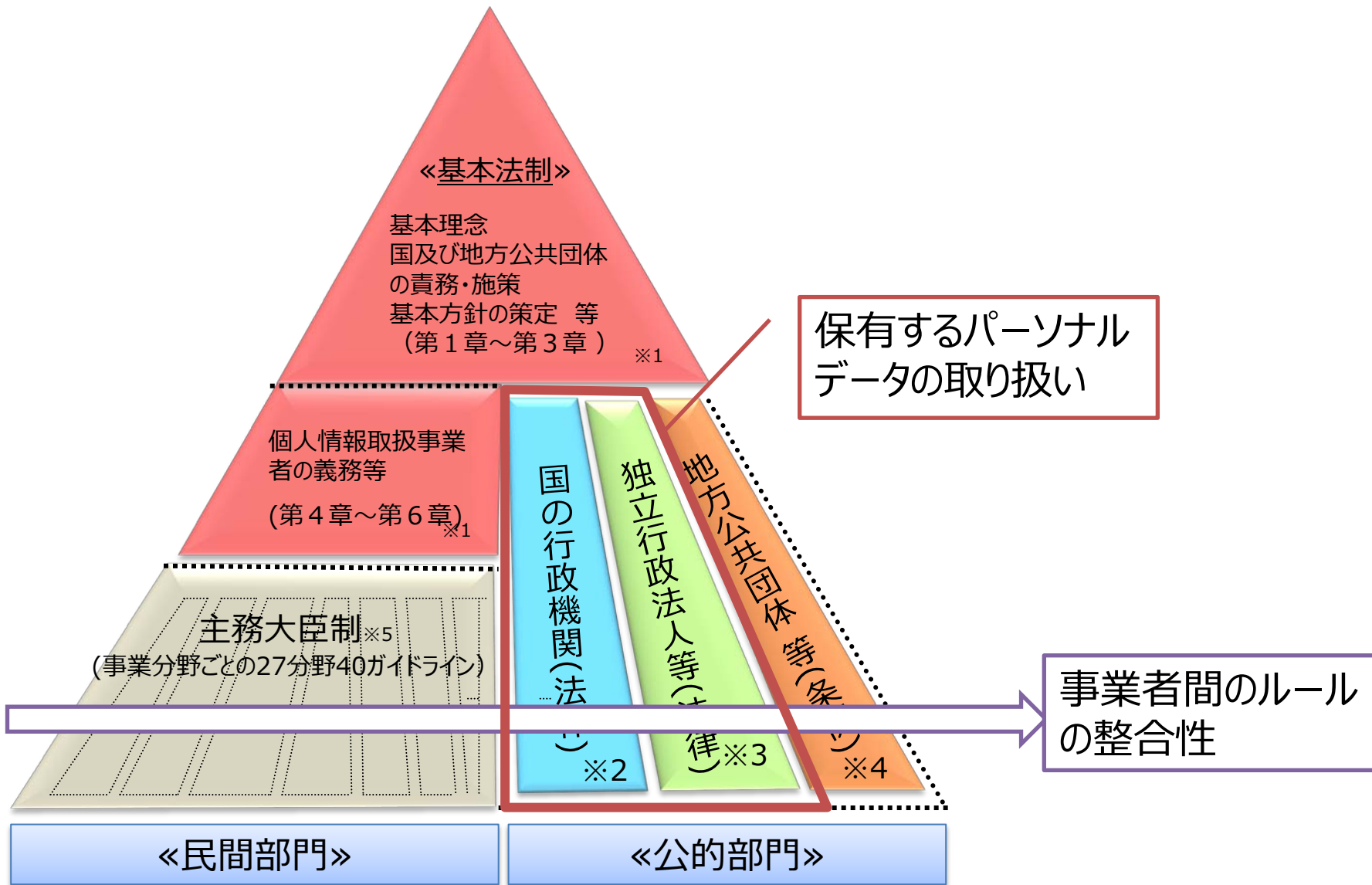
また、国際的な執行協力に関する枠組みへ参画し、有効に活用することとする。

<他国との情報移転> (P15)

個人情報取扱事業者は、外国事業者に個人データ等（外国事業者から提供された個人データ等を含む。）を提供等しようとする場合、提供等を受ける外国事業者に**において個人データ等の安全管理のために技術進歩に対応した必要かつ適切な措置が講じられるよう契約の締結等の措置を講じなければならない**こととする。なお、情報移転の類型に応じた措置の内容及び実効性を確保するための枠組みについて検討する。

また、第三者機関の認定を受けた民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、**相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務を行う枠組みを創設**することとする。

10. 事業者間ルールの整合性など



- 個人情報保護法は情報取得主体によって異なるルールで運用されている。
 - 国、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者
 - いずれも医療・介護情報を扱うが、ルールが異なる。
 - さらに主体種別を超えての情報連携が著しく困難。

千数百の個人情報保護法令・条例があり、それぞれ独自の施行体制・ガイドラインを持つ。ガイドラインレベルに至っては相当な差があることが現状。

- 例1 県立病院、国立大学病院、私立病院、市立病院が小児疾患の画像診断でPACS連携を行おうとすると、4つの異なる個人情報保護委員会の審査を受けなければならない。
- 例2 自治体Aでは国保課が管理するレセプト情報を保健福祉課が活用できるが、自治体Bではガイドラインで禁止。

10.事業者間ルールの整合性など

制度改正大綱

<行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い> (P10)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、**利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方**に関し調査・検討を行う。

また、今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。

<行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び事業者間のルールの整合性> (P15)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、**保護対象の明確化及び取扱いの在り方**に関し調査・検討を行う。

また、今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。

V. 今後の予定

- 現在、**6月25日から7月24日の間、大綱に対し、パブリックコメントを募集**している。このパブリックコメントのご意見も参考にし、法案作成し、2015年通常国会に法案提出予定である。
- 改正法の施行時期等については、制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが、以下を目途とする。
 - (1) 平成27年（2015年）1月以降、可能な限り早期に関係法案を国会に提出する。**
 - (2) 改正法の成立後、周知及び準備が必要な部分を除き早期に施行するとともに、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始する。**
 - (3) その後、可及的速やかに残りの部分についても施行する。**

なお、改正法の施行に当たっては、第三者機関の体制整備や新たな制度の周知等に努め、既存の制度における民間の取組等を活かしながら円滑に移行できるよう取り組むことが必要である。

以上